

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十月九日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊 藤 正 経

#### 一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 上里鬼石線

児玉郡神川町大字関口字中原八三番二地先から

同郡同町大字関口字東原一一〇番一地先まで

#### 二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

#### 三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

#### 四 占用の制限の開始の期日

令和八年十月十日